

ベルリン日独センターは独日法律家協会(在ハンブルク)、フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所、ドイツ科学イノベーションフォーラム東京およびドイツ連邦弁護士会(在ベルリン)と協力して、2019年10月4日に東京で日独シンポジウム「リーガルテック——法および司法における人工知能——チャンスとリスク」を開催します。本テーマに関し、本紙は独日法律家協会のヤン・グロテア理事長(Dr. Jan GROTHEER、前ハンブルク財政裁判所所長)のお話を伺いました。

編集部:今では誰もが人工知能(AI)という単語を口にしますが、10月のシンポジウムではAIのどのような側面を取り上げ、どこに焦点を合わせる企画でしょうか。

グロテア:誰もがAIを口にするのは至極当然のことです。私自身、AIが誰しもの職業生活や日常生活を大きく変える影響力をもつと確信しています。スティーヴン・ホーキング(Stephen HAWKING)が語ったように、「人工知能の発明は人類史上最大の出来事だった。だが同時に、『最後』の出来事になってしまう可能性もある」からこそ、私たち誰もがAIについて思いをめぐらすべきなのです。

企画中のシンポジウムでは、AIが法律事務職——法および司法の分野における主な法律事務職として挙げられるのは裁判官、検察官、弁護士、ビジネス弁護士・企業法務弁護士、そして法学教師および法学者ですが、そのような職業——にもたらすチャンスとリスクについて討議するとともに、法制度の現状と将来的計画を日独比較で考察します。シンポジウムにはドイツ裁判官連盟のイェンス・グニーザ(Jens GNISA)会長や参議院議員の元榮太郎弁護士をはじめ法曹界の第一線で活躍する方々が出席し、各々の職業におけるAIのチャンスとリスクに関する見解を發表します。また、ドイツ連邦司法消費者保護省のマーガレータ・ズートホーフ次官(Dr. Margaretha SUDHOF)から基調講演を、辻裕教法務次官から御挨拶をいただきます。

編集部:AIの導入によって弁護士や裁判官にどのような影響が及ぶと考えられますか。あるいは既に影響が及んでいるのでしょうか。具体例があれば教えてください。

グロテア:たとえば、裁判官や弁護士が携わる特定の事案のために大量のデータを、AIを用いて検索・処理することで利用することが可能になります。これは、AIがもたらすチャンスのひとつです。しか

しながら、米国では犯罪者に対する判決をAIに下させることを試みているとか、エストニアでは係争額が低い事案の場合に「AI裁判官」、すなわちロボットによる判決の導入を計画しているといった文献や記事を読むと、これらが判例法に関する私たちの解釈や、基本法の規定とどの程度の整合性があるのか慎重に検討する必要性があることを指摘せざるを得ません。

ドイツではすでにリーガルテック(情報技術を活用した法律関連サービス)に特化したスタートアップ事業者が市場に数多く参入しており、フライト遅延、賃料・借家争議、過料手続きなどの事案でアルゴリズム制御を用いるだけの標準化した手続きを導入しています。

そのため、既存の職場が代用なしに消失し、残った職場はアルゴリズムの結果に依存することになるのではないかと不安が生じています。だからこそ、法曹界における幅広い議論が必要であり、その結果としての合意が必要なのです。専門的に法に携わる者に求められるのは、AIの発展を批判的にフォローし、AIの発展を単に受容するだけでなく、その形成に自ら係わることです。

欧州連合(EU)委員会も4月にAIに関する倫理ガイドラインを發表し、関係者の参画を呼びかけています。  
([https://ec.europa.eu/commission/news/artificial-intelligence-2019-apr-08\\_ja](https://ec.europa.eu/commission/news/artificial-intelligence-2019-apr-08_ja))

編集部:10月のシンポジウムでは日独の法制度の比較が予定されていますが、AIの使用に関する日独の法制度の類似点と相違点はなんのでしょうか。

グロテア:ドイツと日本は法および司法の分野でも共通の価値観(司法の独立性、法の支配、制定された法律という共通のルーツ、他)によって結びついています。さらに、両国ともにデジタル化の進展と発展に対して寛容です。そこで、両国ともに、



国民の利益のためにAIのチャンスを活用しリスクを最小限に抑えると同時に倫理基準を設定する課題を担うことになるでしょう。10月のシンポジウムはそのための判断材料および相互に学び合う可能性を提供するものです。

編集部:法および司法の分野においてAIは私たちをどこに導くのでしょうか。

グロテア:私のような技術分野の素人には、AIが私たちをどこに導いてゆくのかを予測することは難しいことですが、簡易で反復的な手続きの事件書類をアルゴリズムを利用して処理できるようになり、その結果、人手による作業がますます削減されることは確実でしょう。さらに、電子契約書の作成だけでなく、その契約履行の監視も大幅に簡易化されるでしょう。また、判決や法律文献を言語ベースで検索可能なソフトウェアが既に普及しており、複雑な事件や訴訟の準備における助手的作業が不要になるでしょう。今後導入され得るもので、上述のように既に試験的に導入されているのが、簡易な民事訴訟の場合の判決作成です。以上の状況にかんがみ、司法分野全般で法律事務における助手的作業が削減されることが考えられます。しかしながら、質の高い法務相談や決定をAIが代行するようになるとは思いません。とは言え、私も10年前は、以前ならば図書館に向いてリサーチしたような問題の回答を、2019年にはスマホの音声検索で瞬時に得られるようになるとは想像だにしていなかったから……。